

## 食肉センターにおける電気及び水道料金の実費負担要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食肉センターの内臓処理室、生皮革処理室、油脂保存コンテナの使用  
者(以下「使用者」という。)が当該施設において使用した電気及び水道料金(以下「料  
金」という。)の実費負担に関して必要な事項を定める。

(メーターの設置位置)

第2条 電気及び水道のメーターの設置位置は別図1のとおりとする。

(遵守事項)

第3条 内臓処理室の専用使用の利用者は、水道の使用量を当月の末日に施設管理者に報  
告しなければならない。

(料金の請求)

第4条 市長は、利用者毎に1ヶ月の使用量を算出し、使用月の翌月の10日までに各使用  
者に料金を請求する。ただし、内臓処理室の共用使用の水道料金については、一括して  
請求する。

2 前項の請求金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てる。

3 電気料金の実費徴収単価は、西宮市食肉センターが供給を受ける電気料金のうち、月  
毎の電力料金単価、太陽光発電促進付加金単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金  
単価の合計とする。ただし電気料金体系等が変更された場合はこの限りでない。

4 水道料金の実費徴収単価は、毎年度当初に過去の使用量、単価及び工業用水濾過シス  
テムに要した額により決定することとし、これを当該年度の単価とする。ただし水道料  
金等が変更された場合はこの限りでない。

(料金の納付)

第5条 利用者は、請求があった月の25日までに市長の指定する方法により支払わなけ  
ればならない。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から施行する。